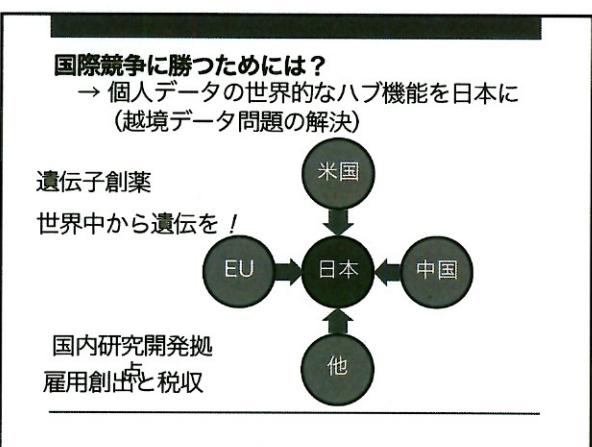
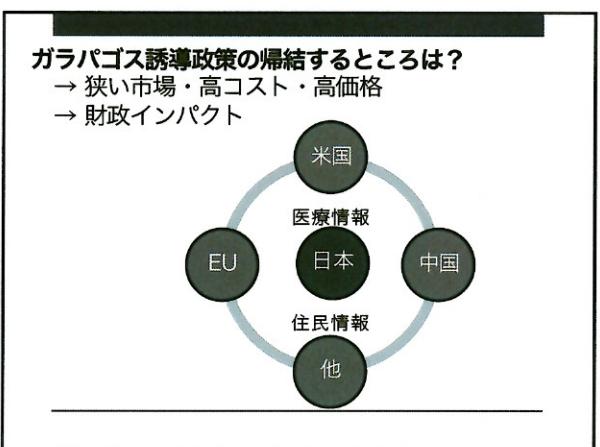
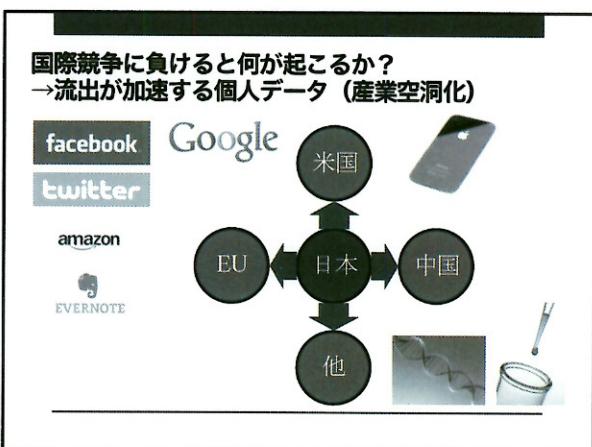
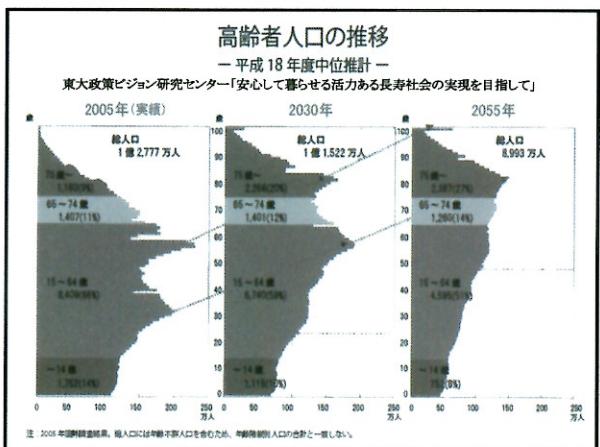
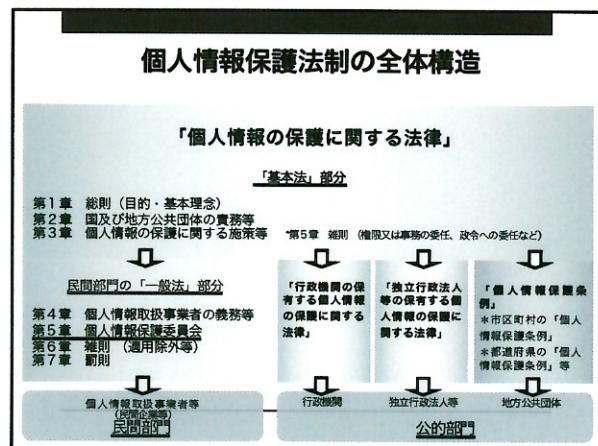
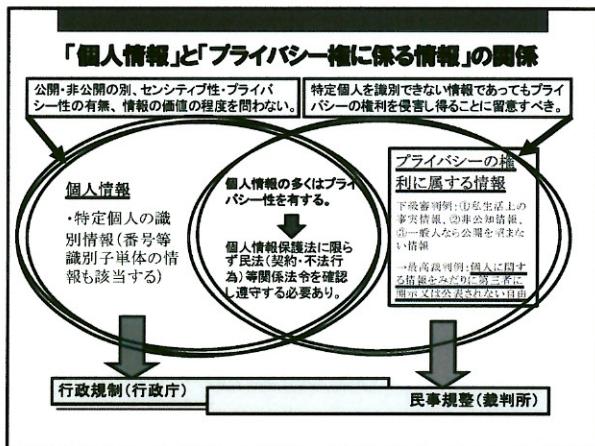


改正個人情報保護法と図書館情報

新潟大学法学部 教授 鈴木 正朝

国際動向	背景：インターネット / クラウド / ビッグデータ / IoT
① OECD：1980年OECDプライバシーガイドライン→2013年改訂	
② APEC：CBPR（APEC越境プライバシールール）制度創設	
③ EU：個人データ保護指令→一般データ保護規制、プライバシーシールド	
④ 米国：消費者プライバシー権法案、個別法、FTC法、州法+重厚な司法裁判	
⑤ 國際規格：ISO	
国内動向	背景：少子高齢人口減少社会/社会保障と税の一体改革
① 一般法：平27年改正個人情報保護法成立（個人情報保護委員会創設）	
＊平28年改正行政機関等個人情報保護法成立、医療等情報利活用法検討	
② 特別法：平25年番号法成立、政府CIO創設、医療等ID検討中	
③ 告示：個人情報保護ガイドライン乱立→統一（個人情報保護委員会）	
④ 國際規格：JIS Q 15001（法令との不整合）→改正作業へ	
⑤ 民間認証制度：プライバシーマーク制度（APEC対応）	





個人情報保護法・条例数 2000問題

医療分野における個人情報保護法(条例)の適用例

個人情報の取扱い主体	適用法	監督官庁
厚生労働省	行政機関個人情報保護法	総務省
国立がん研究センター	独立行政法人等個人情報保護法	総務省
岩手県立○○病院	岩手県個人情報保護条例	岩手県
宮城県立△△病院	宮城県個人情報保護条例	宮城県
陸前高田市立□□病院	陸前高田市個人情報保護条例	陸前高田市
大船渡市立△△△病院	大船渡市個人情報保護条例	大船渡市
医療福祉法人済生会	個人情報保護法	厚生労働省
鈴木内科医院	個人情報保護法	厚生労働省

個人情報保護法の改正ポイント

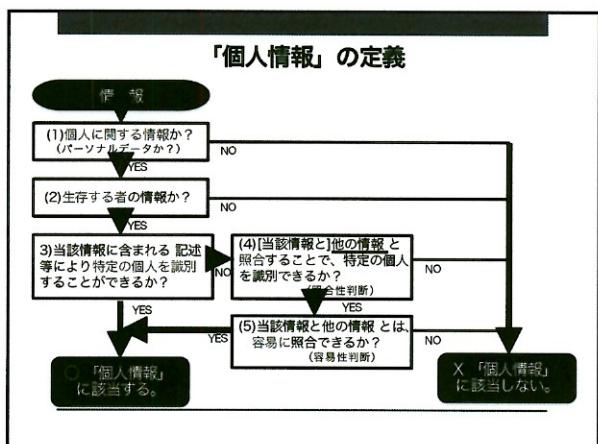
個人情報保護法の改正のポイント

1 定義の明確化	1.1 個人情報の定義の明確化(身体的特徴等が該当) 1.2 要配慮個人情報(いわゆる機微情報)に関する規定の整備 1.3 取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者への対応 1.4 個人情報データベース等から権利利益侵害の少ないものを除外
2 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保	2.1 トライアル期間に関する規定の整備 2.2 個人情報保護指針の作成や届出、公表等の規定の整備 2.3 利用目的の変更を可能とする規定の整備
3 個人情報流通の適正を確保(名簿運営規制等)	3.1 トライアル期間の確保(第三者提供に係る認認及び記録の作成義務) 3.2 不正な利益を図る目的による個人情報データベース等提供の新設 3.3 本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表等厳格化
4 個人情報の取扱いのグローバル化	4.1 國境を越えた適用と外国執行当局への情報提供に関する規定の整備 4.2 外國にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備
5 請求権	5.1 開示、訂正及び利用停止等請求権があることを明確化するための規定の整備
6 個人情報保護委員会の新設及びその権限	6.1 個人情報保護委員会を新設し、現行の主務大臣の権限を一元化

日置 巴美 内閣官房IT総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室 参事官補佐 資料15/59
(第26回日井連夏期消費者セミナー 消費者の個人情報保護を考える~どうなる、情報化社会の未来~)

【平成15年法】第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。



平成27年改正法第2条1項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図面若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。第18条第2項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 二 個人識別符号が含まれるもの

立法のための概念整理：「特定」と「識別」

用語	用語の説明
1 識別特定情報 (例:記名式Suica)	個人が（識別されかつ）特定される状態の情報 (それが誰か一人の情報であることがわかり、さらに、その一人が誰であるかがわかる情報)
2 識別非特定情報 (例:無記名式Suica)	一人ひとりは識別されるが、個人が特定されない状態の情報 (それが誰か一人の情報であることがわかるが、その一人が誰であるかまではわからない情報)
3 非識別非特定情報	一人ひとりが識別されない（かつ個人が特定されない）状態の情報 (それが誰の情報であるかがわからず、さらに、それが誰か一人の情報であることが分からない情報)

第5回パーソナルデータに関する検討会資料「技術検討ワーキンググループ報告書」
(2013/12/10) 技術検討ワーキンググループ、1頁参照。ただし、例は著者追加。

識別性 分類	対象情報の区分等	
	個人に関する情報	非「個人情報」
(1) 特定個人が識別されるもの	① 当該情報に含まれる記述等により特定個人が識別されるもの（2条1項1号） ② 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（2条1項1号） ③ 「個人識別符号」が含まれるもの（2条1項2号）	個人情報
	↑ ↓ ④ 上記③以外の「個人識別子」、いわゆる「仮名データ」 ⑤ 上記①～④以外の「個人に関する情報」	↑ ↓ 匿名加工情報
(2) 特定個人が識別されないもの	識別非特定情報 非識別非特定情報	デジタル情報 アナログ情報
	上記1以外の情報 例) 個人情報を基にした統計情報、法人等団体に関する情報、センシングログなど	コンピュータ処理情報 マニュアル処理情報

処理情報	散在情報
デジタル情報	デジタル散在情報
アナログ情報	アナログ散在情報

PII, Personally Identifiable Information

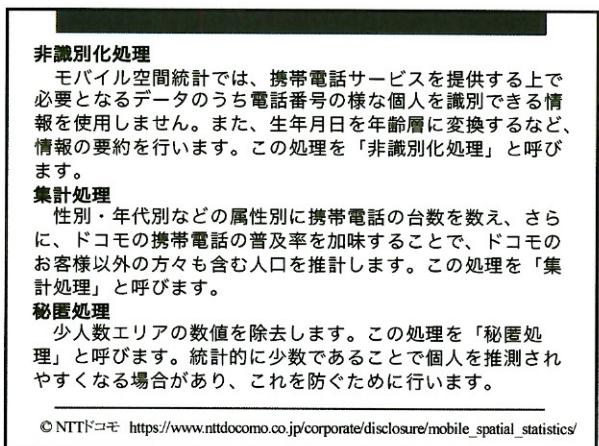
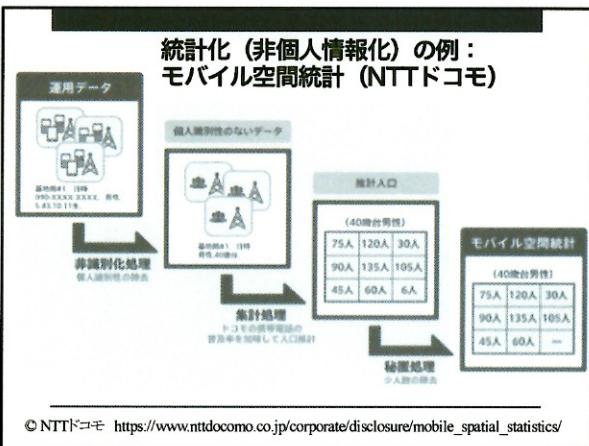
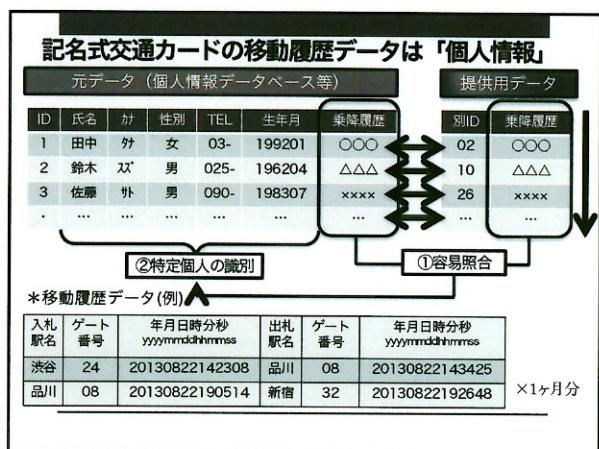
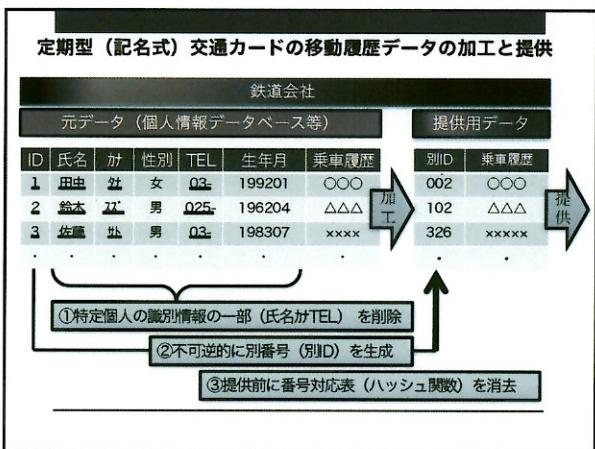
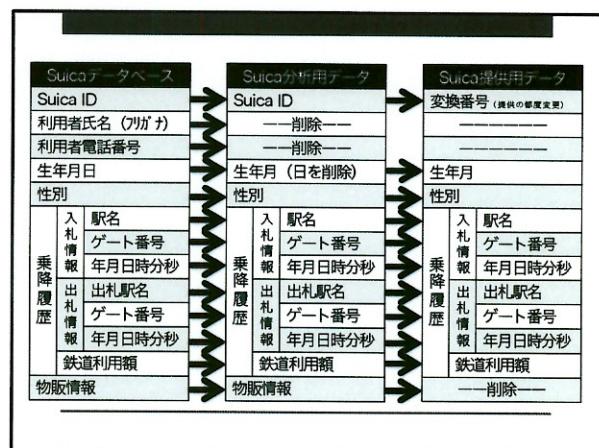
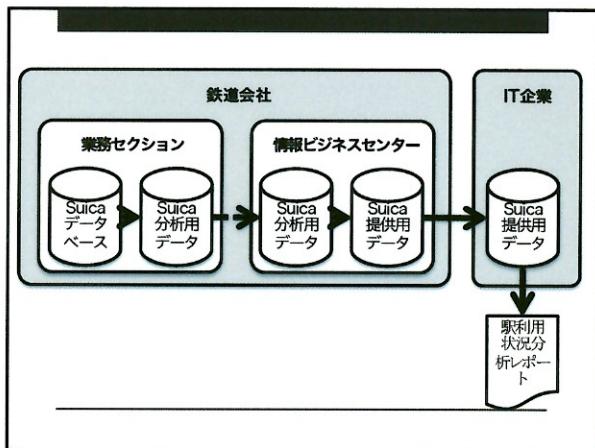
米国の議論（ソロープ教授他）

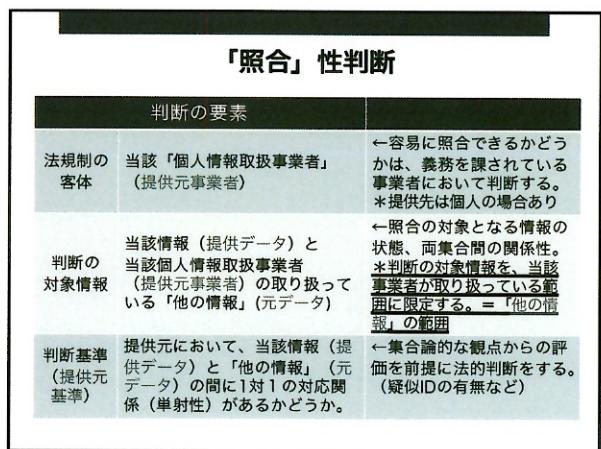
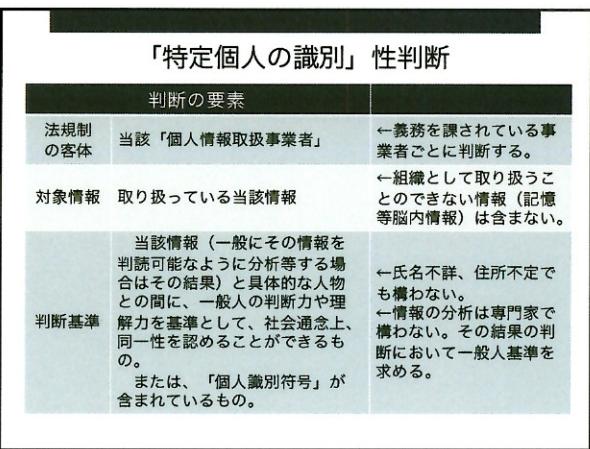
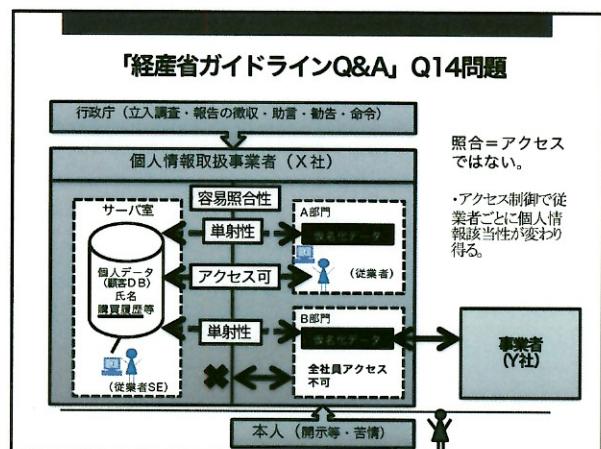
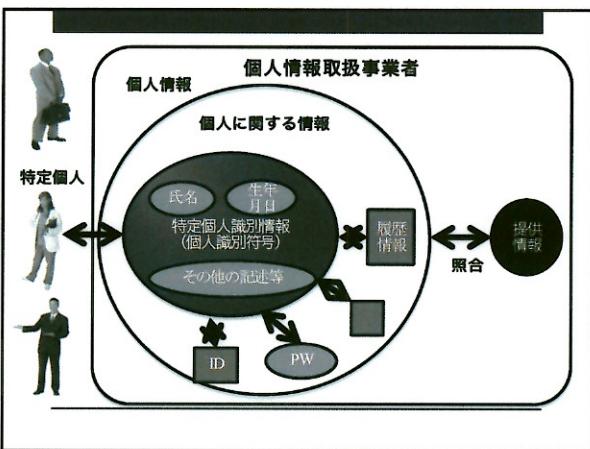
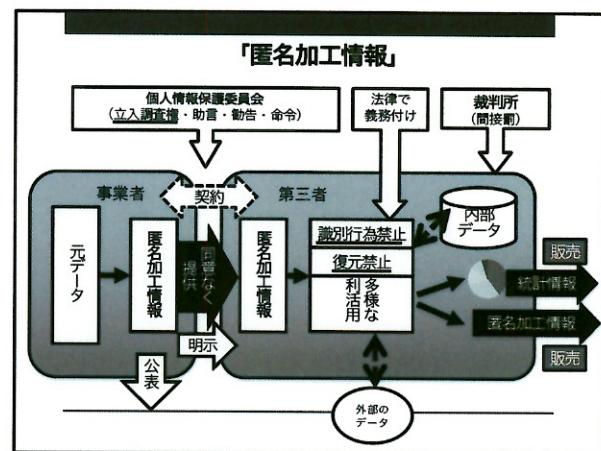
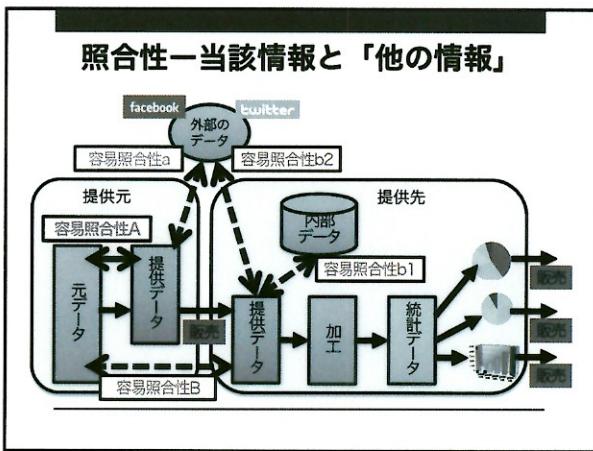
- ① PII不要説
- ② PII再構成説

—「特定個人識別しなければ本人被害（プライバシーインパクト）はない。」という命題は真なのか？

個人情報該当性判断

- ① 「特定の個人を識別する」とは何か?
・JR西日本大阪駅顔認証システムによる人流統計生成事件
- ② 「他の情報と容易に照合できる」とは何か?
・JR東日本記名式Suica履歴データ無断提供事件



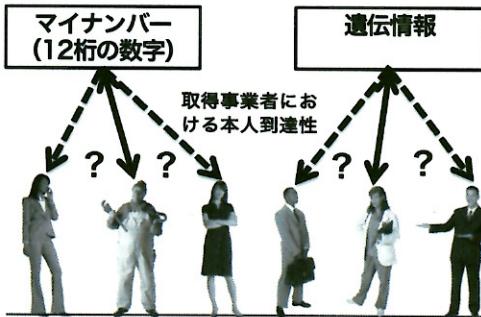


平成27年改正法第2条2項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

個人識別符号



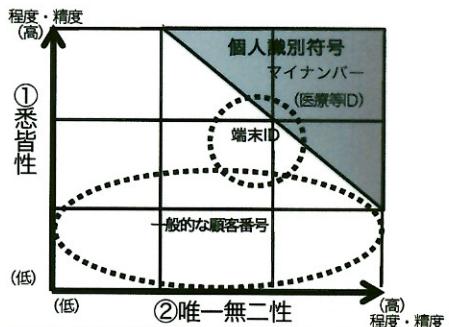
「番号」の意義 = 識別子→番号と本人の関係性

- ・番号から本人に到達できるか？ または、
- ・番号と個人の対応関係が1対1(単射)であるか？

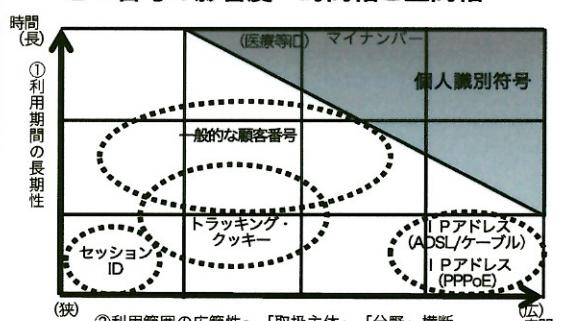
「番号」の性質

- A 1. 番号の悉皆性
 - * 番号の発行数（対象者数） [母集団の大きさ]
- A 2. 番号の唯一無二性
- A 3. 番号の利用期間の長期性
 - 属性情報の量と相関する
- B 4. 番号の不变性（変更の任意性の有無）
 - * 番号の変更の任意性
- B 5. 番号の利用範囲の広範性
 - [多数の事業者を横断しての利用か？]
 - 属性情報の種類と相関する

A : 番号の強度～悉皆性・唯一無二性



B : 番号の影響度～時間軸と空間軸



平成27年改正法83条

個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第87条第1項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業員又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

*行政機関個人情報保護法54条と同じ